

令和7年5月16日

令和7年第5回

農業委員会総会議事録

[総 会]

岩国市農業委員会

岩国市農業委員会総会議事録

1 令和7年5月16日 10時00分 岩国市民文化会館 第一研修室において総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり

1番 片山 剛	2番 藤村 幸生	3番 藤村 浩司
4番 隅 ふじ江	6番 小林 識史	7番 小林 増次
8番 藤本 哲	9番 松村 紀彦	10番 小橋 和紀
11番 黒崎 友美	12番 迫田 瑞恵	13番 佐崎 恭児
14番 中尾 正浩	15番 塚田 由美子	16番 二武 富男
17番 藤中 京子	18番 梅川 仁樹	19番 原田 孝親

3 本日の総会に欠席した委員

5番 林 聖文

4 本日の総会に出席した職員は次のとおり

局長 佐伯 史公	次長 藤本 慎司
由宇支所 小池 泰弘	周東支所 木村 茂泰
錦支所 中谷 和政	美和支所 田村 尚巳
事務局 飴屋 陽子	

5 会長は、午前10時、委員総数18名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は、本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

6番 小林 識史 7番 小林 増次

7 本日の総会の議事日程は次のとおり

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請の取消について

報告事項

1 農地法第4条の規定による届出の受理について

2 農地法第5条の規定による届出の受理について

3 農地法第18条第6項の規定による通知について

4 農地所有適格法人報告書の提出について

5 農地埋立届

6 現況証明

8 議 事
議 長

それでは、ただ今より令和7年第5回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、委員総数19名のうち、18名の出席で所定の出席委員がありますので、総会は成立いたしましたことを、報告します。

次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、6番小林識史委員と7番小林増次委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

「議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、386㎡ほか2筆、合計566㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の塚田委員、追加説明をお願いします。

第 1 5 番

追加説明をいたします。

この案件の申請地は、平田出張所より北へ800mのところにあります。譲渡人は、農業を維持することが困難となり、当該申請地を手放すことを考えていました。譲受人は、長年農業をやっており、経営規模の拡大を考えていたところ譲渡人から土地を譲りたいとの申し出があり、譲り受けることとしたものです。

周辺農地の担い手と農作業の時期や農薬の散布などについて、よく相談し、季節の野菜を作っていかれるそうです。

4月21日に事務局担当者と調査項目に従い調査を行いました。周辺農地への悪影響はありません。3条許可は適当と思われまます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することを決定します。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田及び畑。面積は、1,051㎡ほか5筆、合計3,238㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。
これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
では、担当の藤本委員、追加説明をお願いします。

第 8 番

それでは追加説明をいたします。
申請地は通津出張所より北へ約 1.6 kmの場所に位置している農地でございます。
譲渡人は農地を相続したがそれぞれ、高齢であるため、あるいは勤めがあるため、または遠方に住んでいるため、耕作をすることが困難であることから近隣の農地を耕作している譲受人に贈与することといたしました。譲受人は、譲渡人から農地を任せたいとの申し出があり、これに応じることとしたようです
4月10日に事務局職員と調査項目に従い、現地調査を行いました。3条許可は適当と思われま。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。
(異議なし)
異議がありませんので、2番を許可することを決定します。
次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

3番 周東地区
権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。
地目は、台帳、現況ともに畑及び田。面積は、64 m²ほか1筆、合計456 m²です。
申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。
これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
では、担当の藤中委員、追加説明をお願いします。

第 1 7 番

追加説明をいたします。
申請地は、祖生出張所より西南へ約3 kmに位置する農地です。
譲渡人は、高齢で持病もあり、草刈り等も思うようにできなくなり手放そうと思っていたところ、譲受人が隣接する住居も併せて買い取ってくれることになったため、譲り渡すことにしました。譲受人は以前より他県で作物を育てながらパン職人として働いてきました。その経験を生かして、自分で育てた作物を加工して地域の人に喜んでもらえる店を持つことが夢だったため、岩国市に移住することを決めました。取得した田では小麦、畑では野菜やハーブ等を育てる予定です。使用する農機具のうち草刈り機は所有、耕運機は当面は友人から借用し、今後導入する予定です。
4月30日に事務局と調査項目に従い、現地調査を行いました。提出書類も確認し、3条許可は適当と思われま。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することを決定します
次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

4番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。
地目は、台帳、現況ともに田及び畑。面積は、329㎡ほか9筆、合計6,984㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の小林識史委員、追加説明をお願いします。

第 6 番

それでは追加説明いたします。

この案件は、周東総合支所より西へ約4.4kmのところにあります。

譲渡人は、相続で当該地を取得されましたが遠方に居住しておられ、後継者もないため譲渡を希望され、譲受人は学生の頃に農業を学んでおられ定年後に地元である岩国市に戻り、新規就農を検討していたところ、当該地が売りに出されていたので譲り受けたいとなり、今回の申請に至ったということでございます。なお、譲受人は同時に当該時に付随した居宅も取得され、就農に伴って転居されるとのこと。また営農計画書等、必要書類は整っております。

4月24日に支所職員と現地調査を行いました。特に支障ないものと考え許可相当と思われ。ご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することを決定します。
次に、5番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

5番 美和地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。
地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、226㎡ほか2筆、合計843㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の二武委員、追加説明をお願いします。

第 1 6 番

追加説明をいたします。

申請地は、美和総合支所から北東に約7.1kmの農地です。申請地は岩

国市シティプロモーション課が行っている空き家バンクに付随した農地であり、譲渡人は現在東京に住んでおります。譲受人は以前和歌山県に住んでおりましたが、インターネットで譲渡人の空き家がバンクに登録しているのを見て会社の転勤に合わせて移住をして、この家の近くの農地を夫婦で耕作しながら移り住みたいと思い、この申請書が提出されました。申請地に隣接する建物には、すでにこの譲受人が住んでおられます。譲受人は、会社勤めがあるため農作業はあまりできませんが、妻が代わりにできる範囲で農作業を行い、休日には夫婦揃って農作業をする予定とのことです。譲受人の妻は和歌山県で4年程度農作業を手伝っており、農業経験もありますが、初めての地ですので、この近所の方に聞きながらこの農地で玉ねぎや芋、葉物野菜などを作付けしていくとのことです。機械等の確保についても耕運機を購入するほか必要なものはその都度揃えるとのことで、この農地を耕作するうえで何ら問題はありません。

申請地は4月22日に事務局とともに調査項目と照らし合わせて、現地調査を行いました。いずれの項目も問題となる点はなく許可相当と思われるので皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。
(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することを決定します。
次に、6番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

6番 美和地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。
地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、712㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の原田委員、追加説明をお願いします。

第 1 9 番

申請地は高齢のため、美和地域でも買い物等に困らない浜前地区に住みだした譲渡人が、解体した後の宅地と隣接の農地である申請地を処分したいと思っていたところ、農業をしたいと思っていた譲受人と話がまとまり、申請となったものです。申請地の近くには譲受人の妹夫婦が住んで農業をしており、農業に関する知識を得られるのでこの地を要望したそうです。申請地はしばらくの間、耕作されていませんでしたが農業したいという一心で譲渡人の了解をもとで重機などにより農地に復元されました。少し木の根っ子などがまだありますが、白菜や玉ねぎ、現在はジャガイモが植えてありました。少しずつ整備したいと譲渡人から伺っています。将来的には申請地に隣接する宅地に新築の家を建てたいとのことです。

現地調査が4月25日に事務局とともに調査項目に照らし合わせ行いました。いずれの項目も問題となる点はなく許可相当と思います。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。
(異議なし)

異議がありませんので、6番を許可することを決定します。
次に、7番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

7番 美和地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。
地目は、台帳、畑及び田。現況ともに畑。面積は、249 m²ほか2筆、合計1,510 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の二武委員、追加説明をお願いします。

第 1 6 番

追加説明をいたします。

申請地は美和総合支所から東北東に約2.1kmの農地です。

譲渡人は平成23年2月に農地法第3条許可を受けて、宅地を含めて農地を取得し、申請地の近くに自宅があり耕作をしていましたが、しばらくして県外に転居したため自宅と合わせて申請地を売却したいと考えました。今回不動産会社を通じて、新規就農を考えていた譲受人に当時の状況と変わらず宅地を含めた買い取りを提案し、承諾されたため申請に至ったものです。譲受人は栗、梅、柚子を栽培したいと考えており近隣に住む譲渡人の父親に営農指導を受ける予定で何も問題になる点はありません。

現地調査は4月25日に調査項目に照らし合わせて、いずれの項目も問題となる点はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。
(異議なし)

異議がありませんので、7番を許可することを決定します。

続いて、「議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。
地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、309 m²ほか1筆、合計441 m²です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、資材置場及び駐車場です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、ま

た、被害防除計画書も添付されております。
では、担当の塚田委員、追加説明をお願いします。

第 1 5 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は新岩国駅より南 360mの場所に位置している農地です。

譲渡人は本件農地を相続しましたが、農地として活用することができず、買い手を探していました。譲受人は事業の資材を保管する場所が必要であり、探していたところ、譲渡人から農地を手放すとの話を聞き、売買の申請に至りました。

4月21日に事務局職員と現地調査を調査項目に従って、現地調査を行いました。周辺農地への影響もなく事業計画書、資金計画書、被害防除計画書も添付されており、5条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑及び田。面積は、432 m²ほか2筆、合計868 m²です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、資材置場及び駐車場です。

農地区分は、岩徳線柱野駅から概ね300m以内に位置する第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の塚田委員、追加説明をお願いします。

第 1 5 番

それでは追加説明をいたします。

この案件の申請地は柱野駅より西へ110mのところにあります。

譲受人は土木建築業を営んでおり、受注工事の増加に伴い資材置場が手狭となったため借地を返し、会社の近くの申請地に借地にあったプレハブを移設し、敷材、資材、真砂土、廃材などを置くとのこと。譲渡人は遠方に居住し、農地の維持管理に悩んでいました。譲受人が資材置場を探していたので譲り渡すこととなりました。

5月2日に事務局職員と現地調査を調査項目に従って、現地調査を行いました。周辺農地への影響もないと判断し、また事業計画書、資金計画書、被害防除計画書も添付されており、5条申請は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。
(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

3番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、426㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建設です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の藤本委員、追加説明をお願いします。

第 8 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は通津出張所より北に約1.6kmのところに位置している農地でございます。

自己用住宅を建築するため土地を検討していたところ、譲渡人から申し出があったため、これを引き受けることといたしました。また譲渡人は高齢であり土地の維持管理も困難であったが譲受人が土地を探していたため当該地を譲渡することとしたようであります。

4月10日に事務局職員と調査項目に従い現地調査を行いました。事業計画書、資金計画書、被害防除計画書も確認いたしました。5条許可は適当と思われま。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。
(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

4番 由宇地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、327㎡ほか1筆、合計1,742㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の小橋委員、追加説明をお願いします。

第 1 0 番

追加説明をいたします。

申請地は、由宇総合支所から南西へ約 3.5 k mの場所に位置する農振地域内の農用地区域外の第 2 種農地です。

譲渡人は農地の維持管理が困難となり、土地の有効利用を検討していたところ、譲受人から太陽光発電事業の提案を受け、これに応じるものとしたものです。

5 月 1 日に事務局支所担当者と調査項目に従い現地調査を行いました。申請地の [] に隣接のスロープが確認されますが、昭和 40 年ごろに無許可で設置されたものでこれに対しては始末書が添付されています。その他、事業計画書等も確認しました。周辺農地に影響を及ぼすこともなく 5 条許可は適当と思われま。皆様のご審議よろしくお願。い。た。し。ま。す。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4 番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、5 番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

5 番 由宇地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳田、現況畑。面積は、357 m²です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建設です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第 3 種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の小橋委員、追加説明をお願いします。

第 1 0 番

追加説明をいたします。

申請地は、由宇総合支所から西へ約 1.2 k mの場所に位置する農振地域外の第 3 種農地です。

譲受人と譲渡人とは孫と祖父の関係にあります。譲受人は現在アパートに住んでいますが、将来の家族構成を考慮して住宅の建築を希望していました。一方祖父である譲渡人も孫に新家屋を立てさせてやりたいとの思いから自宅に近い当該申請地を贈与するものとしたものです。

5 月 1 日に事務局支所担当者と調査項目に従い現地調査を行いました。事業計画書や被害防除計画書も確認しましたが、周辺農地に影響を及ぼすこともなく 5 条許可は適当と思われま。皆様のご審議よろしくお願。い。た。し。ま。す。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

6番、7番の2件は関連がありますので、一括審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、6番、7番について、事務局より一括して議案説明してください。

事務局

6番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,226㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

7番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,012㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の藤村浩司委員、追加説明をお願いします。

第3番

それでは6番の方から説明いたします。

申請地は玖珂インターチェンジより北へ230mのところに位置しております。

譲受人は再生可能エネルギー事業に取り組むことで耕作が困難な農地や耕作放棄地を有効活用したいということです。譲渡人は、農地の維持管理が困難なために譲受人から事業の提案を受け、応じることにしたいということです。南側には山林があるために日影になる部分は駐車場および除草の仮置き場として使用するという事です。

5月1日に事務局職員と現地調査を行い調査項目に従い調査いたしました。問題はなく、許可相当と思われ。皆様のご審議よろしく願いいたします。

次に7番の説明をいたします。

申請地は玖珂インターチェンジより北へ230mのところに位置しております。

譲受人は再生可能エネルギー事業に取り組むことで耕作が困難な農地や耕作放棄地を有効活用したいということです。譲渡人は、農地の維持管理が困難なために譲受人から事業の提案を受け、応じることにしたいということです。

5月1日に事務局職員と現地調査を行い調査項目に従い調査いたしました
ましたが、問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願
いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。
(異議なし)

異議がありませんので、6番、7番を許可することとして、山口県農業
会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、8番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

8番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。
地目は、台帳畑、現況荒廃。面積は、681㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、高齢者グループホーム施設の建設
です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、ま
た、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の藤村浩司委員、追加説明をお願いします。

第 3 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は玖珂支所奏より西へ754mのところの位置しております。

譲受人は需要の増えている認知症対応型の高齢者グループホームを建
設したいということです。譲渡人は高齢のために引っ越すことになり耕作
維持が困難なために譲り渡したいとのこと。

利用計画では、一棟3階建てで建築面積921.41㎡となっております。
南側には農地がありますが、荒廃しておりますので農業への影響はありま
せん。この度申請地の一部が建物の増築部分によって無断転用されていた
ことが判明したので始末書が提出されております。

5月1日に事務局職員と現地調査を行い調査項目に従い調査いたしま
したが、問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願
いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。
(異議なし)

異議がありませんので、8番を許可することとして、山口県農業会議の
常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、9番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

9番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。
地目は、台帳、現況ともに田。面積は、852㎡ほか1筆、合計1,695㎡

です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。
農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の小林識史委員、追加説明をお願いします。

第 6 番

追加説明をいたします。

この案件は周東総合支所より西へ約1.8kmのところにあります。

譲渡人は農地の維持管理が困難なため、譲受人から事業の提案を受け、譲受人は再生可能エネルギーの事業に取り組むことで耕作放棄地の有効活用し、地域の活性化に貢献したいとのことで譲渡人と協議し契約にいたしました。

なお、事業計画書、資金計画書、被害防除計画書が提出されており不備はありません。また転用行為は開発行為ではない旨の届けも出しておられ不備はありません。

4月24日に支所職員と現地調査を行い、調査項目に従い調査いたしました。問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、9番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、10番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

10番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,315㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の迫田委員、追加説明をお願いします。

第 1 2 番

追加説明をいたします。

申請地は、周東総合支所より北西へ約700mにある農地です。

譲受人は太陽光発電設備を全国展開していこうと考えており土地を探していたところ、譲渡人の耕作困難な土地があったため、譲り受けることにしたものです。

4月28日に事務局職員と現地調査を行い調査項目に従い調査いたしま

した。資金計画書、事業計画書、被害防除計画書、土地改良区の意見書も添付されており5条申請は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願
いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。
(異議なし)

異議がありませんので、10番を許可することとして、山口県農業会議
の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、11番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

11番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。
地目は、台帳、現況ともに田。面積は、637㎡ほか1筆、合計937㎡で
す。

申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第
2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、ま
た、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の迫田委員、追加説明をお願いします。

第 1 2 番

追加説明をいたします。

申請地は、周東総合支所より北西へ約600mにある農地です。

譲受人は太陽光発電設備を全国展開していこうと考えており、土地を探
していたところ、譲渡人の耕作困難な土地があったため、譲り受けること
にしたものです。

4月28日に事務局職員と現地調査を行い調査項目に従い調査いたしま
した。資金計画書、事業計画書、被害防除計画書、土地改良区の意見書も
添付されており5条申請は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願
いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。
(異議なし)

異議がありませんので、11番を許可することとして、山口県農業会議
の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、12番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

12番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。
地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、307㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅及びカーポートの建設
です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の迫田委員、追加説明をお願いします。

第 1 2 番

追加説明をいたします。

申請地は周東総合支所より南西へ約 1 kmにある農地です。

譲受人は子供が大きくなり、現在の住宅では手狭となっていたため、土地を探していたところ、譲渡人が相続により取得したが耕作困難な土地があったため譲り受けることにしたものです。自己用住宅の建設に際して雨水は道路の側溝へ、生活排水等は公共下水道へ接続されるため、周辺への影響はありません。

4月28日に事務局職員と現地調査を行い、調査項目に従い調査いたしました。資金計画書、事業計画書、被害防除計画書も添付されており5条申請は適当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、12番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、13番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

13番 周東地区

権利の種類は、使用貸借権の設定です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに田。面積は、347 m²です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建設です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 1 番

説明いたします。

申請地は周東総合支所から南南西へ約 1.2 kmに位置しています。

申請人の4名は祖父、孫という関係にあり使用貸借により自己用住宅を建設するものというものです。借受人は、現在借家に居住しており、新築するため借用を求め、貸付人は近年耕作しておらず、これからも耕作再開の計画もなく承諾したものです。

雨水は、溜枡から自然流下で道路の側溝へ。生活排水は合併槽から道路の側溝へというものです。

4月25日、支所担当者と調査項目に従い調査いたしました。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しております。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、13番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、14番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

14番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田及び畑。面積は、557㎡ほか3筆、合計2,490㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、資材置場です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の迫田委員、追加説明をお願いします。

第 1 2 番

追加説明をいたします。

申請地は周東総合支所より南南東へ約800mにある農地です。

譲受人は20年以上前から個人事業として建設業を開業しており、今までは元請けの資材置場を使わせてもらっていたが、今後は自分が元請けになる工事を増やし、仕事の幅を広げる計画のため自分が所有する資材置場が必要になったため譲渡人の高齢で思うように耕作することができなくなったところを譲り受けることにしたものです。

4月28日に事務局職員と現地調査を行い、調査項目に従い調査いたしました。資金計画書、事業計画書、被害防除計画書、土地改良区の意見書も添付されており、5条申請は適当と思われれます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、14番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

続いて、「議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請の取消について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,301㎡です。申請人は記載のとおり。

転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

取消の理由は事業の中止です。

取り消す許可書の発出年月日及び番号は令和7年1月16日 指令令7岩農委許第5号の8です。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番の許可を取り消すこととします。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、畑。現況、休耕地。

面積は、191㎡ほか1筆、合計700㎡です。届出人は記載のとおり。

転用目的は、駐車場です。農地区分は、市街化区域です。

以上1件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、畑及び田。現況、休耕地。

面積は、53㎡ほか1筆、合計817㎡です。申請人は記載のとおり。

転用目的は、住宅用地です。農地区分は、市街化区域です。

ほか7件、合計8件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、田。現況、山林原野及び田。

面積は、647㎡ほか6筆、合計5,473㎡です。届出人は記載のとおり。

理由は、合意解約です。

ほか4件、合計5件の通知がありました。

議 長

報告第4号 農地所有適格法人報告書の提出について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 美和地区

報告年月日は、令和7年3月25日。法人の住所・名称は記載のとおり。事業年度は、1月1日から12月31日。法人形態は農事組合法人です。事業の種類・構成員数・業務執行役員数などは、要件を満たしております。

ほか2件、合計3件の提出がありました。

議 長

報告第5号 農地埋立届について、事務局より報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、584 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、畑地造成です。

以上1件の提出がありました。

議 長

報告第6号 現況証明については、ご高覧ください。

以上で、農地法関係の報告事項を終わります。

そのほか、伝達事項がありますか。

事 務 局

- ・地域計画のアンケートについて
- ・互助会からの連絡事項について

議 長

次回定例総会は、6月16日（月）午前10時00分から、岩国市民文化会館 第1研修室を予定しております。

これで総会は、終了します。

お疲れ様でした。

次回総会について

令和7年6月16日月曜日10時から岩国市民文化会館 第一研修室。

午前10時55分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する。

会 長

梅川仁樹

署名委員

小林増次

署名委員 小林 謙史